

第十三回国会 衆議院 運輸委員會 會議録 第三十二号

昭和二十七年五月十五日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 岡村利右衛門君

理事 黒澤常次郎君 理事 原

理事 浅沼稻次郎君

大澤嘉平治君 岡田

尾崎 末吉君 玉置 信一君

坪内 八郎君 飯田 義茂君

川島 金次君 江崎 一治君

石野 久男君

出席政府委員

大蔵事務官(主 泉 美之松君)

税務事務官(主 大月 高君)

大蔵事務官(銀行局銀行課長) 黒田 静夫君

運輸事務官(港務局長) 大庭 哲夫君

運輸事務官(航空局長) 栗沢 一男君

委員外の出席者

運輸技術官(航空 市川 清美君)

調査課長) 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

専門員

本日(の)會議に付した事件

航空法案(内閣提出第一七九号)

港灣法の一部を改正する法律案(岡

田五郎君外四名提出、衆法第三九

号)

○岡村委員長 これより會議を開きま

す。

港灣法の一部を改正する法律案を議

第一類第十二号 運輸委員會會議録第三十二号 昭和二十七年五月十五日

題とし、これより質疑に入ります。江

崎君。

○江崎(一)委員 簡単にこの法案につ

いて御質問を申し上げます。今度の改

正の重大なポイントとしたしまして、

受益者にその分担保を課することができ

るよう改正されたのであります。

が、この受益者というものは、どうい

う範囲を言うのですか。

○岡田(五)委員 別に具体的に受益者

の範囲というものは言ひ表わせないの

であります。この法文にもあります

ように、港灣工事によりまして、著し

く利益を受ける者があります場合に

は、その人がいわゆる受益者というこ

とになるわけでありまして。御承知の通

り港灣は公共的な施設でありまして、

一般大衆、一般国民が平等に公平に利

益を受けるのが、公共的施設の目的で

あると私は思うのでございますが、そ

の公平な利益以上に著しく利益を受け

た場合は、その工事の費用を、その普

通以上に受けた利益の範囲において負

担するのが当然ではないか、かような

意味でございます。

○江崎(一)委員 そういたしますと、

具体的にどういふことなんでしょう

か。

○岡田(五)委員 一例を港、八幡なら

八幡港にとつてみますと、たとえば

港の中を浚渫いたしましたとして

した場合、深くした結果、製鉄所に入

りする船が、非常にその航行が容易に

なり、便宜を受けた場合に、八幡製鉄

所の方からその浚渫工事の費用の一部

を負担せよということでありまして、

具体的な一例をあげますれば、そうい

うことであります。

○江崎(一)委員 そういたしますと港

灣の修復、浚渫、その他いろいろ事業

があるでしようが、その国家予算と、

それから著しく利益を受ける者が負担

するという金額について、大体今後の

港灣事業について何か目安を持つてお

られるのでしうか。どれくらいを受

益者に負担せよという目安がありま

したら、お聞かせ願ひたいと思いま

す。

○岡田(五)委員 御承知のように港灣

改修工事は、それ／＼港によりまして

態様を異にいたしておるのでありま

す。しかもまたこの受益の限度がどの

程度であるかということも、また負担

の限度がどの程度であるかということ

もその工事をやつてしまつた結果でな

ければきまらない。これは想定すべき

ものではない、かように考えるのであ

ります。しかもまたこの負担の限度

は、管理者と受益者との間におきまし

て十分協議をいたしまして、過重な負

担にならない程度において、また微少

にならぬ程度において負担させ、ま

た徴収させることが、具体的に妥当性

を得ておるのではないか、かような意

味をもちまして、受益者負担によつて

の徴収額というものは現在予定いたし

ておりません。

○江崎(一)委員 港灣の運送業者が、

この著しい利益を受けた者として指定

されて、そのために港灣の修復とか、

いろいろ港灣の浚渫事業なんかに、

不当な分担保を課せられるようなこと

はないかどうかということについて心

配をしておられます。たとえばあるAと

いう港があつて、その港が浅いのでこ

れを浚渫しますと、大きな船が入つて

来ることができるようで、運送業者はそ

のために非常な利益を受けるといふこ

とで、分担保が課せられるといふよう

なケースはあるのかないのか、その点

についてはどうでしうか。

○岡田(五)委員 先ほど八幡製鉄所の

例を出しましたが、八幡製鉄所は具体

的に御承知だろふと思ひますが、八幡

製鉄所の入口は同じになつておりま

す。しかしほとんど八幡製鉄所専用の

港になつておつて、特定の荷主とい

ふことになつておりますので、その浚渫

のために受ける利益については、八幡

製鉄所のみ非常に利益を受けるとい

ふことで徴収ができる。それから今荷

場というか、船着場というか、そ

ういうところが改築した結果、それ

によつて利益を受ける荷主、運送業者

というふうな者は、受益者負担とい

ふことで徴収されはしないかといふ

ような御質問もあつたようでありま

すが、そういう場合は、大体荷着場

の使用料といふことで大体徴収いたし

ておりますので、港灣工事によつて著

しく利益を受けたといふ受益者負担

のによらないで、荷着場その他の使用

料といふところで費用を負担させて

おるようなわけであります。

○江崎(一)委員 以上でけつこうであ

ります。

○岡村委員長 これにて質疑は終了

いたしました。

これより討論に入りますが、通告も

ありませんので、省略するに御異議あ

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡村委員長 御異議なければさよう

決定いたします。

これより本案について採決いたしま

す。本案を原案の通り可決するに賛成

の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○岡村委員長 起立総員。よつて本案

は原案通り可決いたしました。

なお本案に対する委員会報告書につ

いては、委員長に御一任を願ひたいと

存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡村委員長 御異議なければさよう

決定いたします。

○岡村委員長 次に航空法案を議題と

して質疑を続けます。岡田君。

○岡田(五)委員 簡単に一、二点だけ

質問いたします。

まず、これは他の委員からも御質問

があつたと思ひますが、第四條第一項

の第四号に「法人であつて、前三号に

掲げる者がその代表者であるもの又は

これらの者がその役員の三分の一以上

若しくは議決権の三分の二以上を占め

るもの」については登録することがで

きないといふことになつてゐるので

すが、大体この三分の一以上あるいは議決

権の三分の一以上あるいは議決権の

三分の一以上あるいは議決権の三分

の一以上あるいは議決権の三分の一

以上あるいは議決権の三分の一以上

あるいは議決権の三分の一以上ある

いは議決権の三分の一以上あるいは

議決権の三分の一以上あるいは議決

権の三分の一以上あるいは議決権の

三分の一以上あるいは議決権の三分

の一以上あるいは議決権の三分の一

以上あるいは議決権の三分の一以上

あるいは議決権の三分の一以上ある

いは議決権の三分の一以上あるいは

議決権の三分の一以上あるいは議決

権の三分の一以上あるいは議決権の

三分の一以上あるいは議決権の三分

の一以上あるいは議決権の三分の一

以上あるいは議決権の三分の一以上

あるいは議決権の三分の一以上ある

いは議決権の三分の一以上あるいは

議決権の三分の一以上あるいは議決

権の三分の一以上あるいは議決権の

三分の一以上あるいは議決権の三分

の一以上あるいは議決権の三分の一

以上あるいは議決権の三分の一以上

あるいは議決権の三分の一以上ある

いは議決権の三分の一以上あるいは

議決権の三分の一以上あるいは議決

権の三分の一以上あるいは議決権の

三分の一以上あるいは議決権の三分

ける数字が一・四、それになおプラスしたのがダイビングを要するよ
うな飛行機に對しましては六倍、それ
から実用機と申しますか、輸送機に對
しましては、四・四倍、以下各ケース
があるわけでありまして、そういうふう
な基準があります。

○江崎(一)委員 ちよつと詳しくなり
ますが、今の四・四倍とか六倍という
係数の強度をかける、ブリーク・ダ
ウンするケースになるわけですか。

○市川説明員 さようでございますか。

○江崎(一)委員 第十條の六項により
ますと、製造過程においてもこれを検
査する。しかもその検査は「航空長官
が当該航空機の製造を行う工場の従業
者であつて政令で定めるもの又は通商
産業大臣が運輸大臣に協議して指定す
る通商産業省の職員に行わせるものと
する。」というふうに二つの場合があり
ます。片一方は社内検査で、片一方は
監督官検査になるわけですが、主とし
てどちらを採用されますか。

○大庭政府委員 第六項及び第七項に
つきましては、先日米御説明申しまし
たように、運輸省と通産省との所管問
題上、内閣において決定された線に従
つて行つたわけでありまして、決定権
は当然通産大臣が運輸大臣に協議をし
て指定する通商産業省の職員が行うこ
とになります。その人間をできる限
り少くいたしまして、会社側の従業員
に大部分のことをやらす、その監督権
を通産省の職員が持つという方式でや
れということ、こういうことにきめ
たわけでございます。

○江崎(一)委員 耐空証明について詳
しく伺いましたのは、実はアメリカ
の耐空証明を保持したもく星号が事

故を起しております。この間の大庭の
経過報告などを聞きまして、いろいろ
とわれ／＼ふに落ちない点があるわ
けです。たとえばスチュワード機長が
数千時間の航空時間を持つた経験者で
あり、あの航空路についても十数回の
経験者である。だから失速とか横滑り
とかいうことによつてああいう事故を
起すほど未熟者でないというところを
書いておられます。それからまた一方そ
れとちよつと反対のような結論が出て
おるのです。あの三原山の上空をあや
まつて二千フットくらいで飛んだこと
が、事故の原因だといふふうに結論さ
れておりますが、これは非常に矛盾し
た書き方ではないかと思ひます。スチ
ュワード機長ともある者が、三原山
の標高を知らないはずはないと思う。
そういうことになりまして、どうもわ
れわれから考えますと、あの事故は死
人に口なしというやうな感じがするの
です。彼が生きておたらこの結論に
非常に強く反発するのではないかとさ
え感じられるのです。特にあの高度計
その他の構造から考へて、高度計がど
こでとまつていたか、七千フットと
か何かを指示しておつたということ
を考えますと、遭難の原因が機体の欠陥
にあるのではないかといふやうなこ
とが考えられるわけなんです。そこで日本の
耐空証明については、特に強度につ
いて、これは四倍とか六倍といふ係数が
正しいのかどうかは、私は航空関係の
専門家ではないからわかりませんが、
その点について十分な責任のある検査
規格を設けてもらいたいといふことを
希望申し上げておく次第です。

次に第二十四條に移りまして、操縦
士の技能証明についてつととクラスが

あるのですが、この技能証明について
の基準がきまつておりますかどうか、
その点も承りたいと思ひます。

○大庭政府委員 大体先ほどの耐空証
明の検査基準がきまつておると同じ
ように、本法案につきましても技術的
な資料は、大体全部草案までは行つて
おるわけなんです。現在部内の審査を経て
全部きまつております。

○江崎(一)委員 次に第六十二條で規
定されておりますところの高度飛行
というものは、どれくらいの高さから高
度飛行といふのでしょうか。

○大庭政府委員 今までの慣例とい
ましては、大体四千メートル以上が
高度飛行となつていたわけでありま
す。漸次航空機の性能の進歩に伴い
まして、また航空機の航法の変化に伴
ひまして、當時それは改定されて行くべ
き筋合いであります。従ひまして政令
によつてそういうものは決定したい。
法で決定することは當時の変化にそぐ
わないわけでありまして、変化の多い
ものにはできる限り政令の方へ譲つた方
がいいと思ひます。

○江崎(一)委員 それから雲中飛行を
する場合に、これ／＼の設備がなく
ちやならぬといふことになつておりま
すけれども、雲が非常に低くたれ込め
たやうな天候の場合にはどういふこと
になるのですか。その雲の下を飛ばな
ければいかぬのですか。

○大庭政府委員 この雲中飛行と申し
ますのは、まつたくの計器飛行による
飛行状態を表わしたわけでありまし
て、その状態といふものは規定され
てゐるわけでありまして、従つて視界は
二マイルとか高度は二百フットとい
うやうに、その範囲が見える間は有

視界と認められますが、それ以内に視
界がない場合を雲中飛行というやうに
規定いたしまして、雲中飛行をやる場
合には雲中飛行をやるだけの資格証明
書を持たないといふことになり、
規定いたしてゐるわけでありまして。

○江崎(一)委員 次に第八十條に危険
のおそれのある区域の上空を飛行して
はならないといふことが規定してあり
ますが、この区域は現実にどういふ地
方が当てはまるのですか。

○大庭政府委員 山岳地帯である
か、あるいは工場地帯であるとかい
うやうに、地形的に、あるいはその下
の施設物が航空機の飛行に對して危険
を及ぼすやうな場所を限定いたしまし
て、その上を飛行することを制限しよ
うといふのがこの八十條の條項であ
りますが、現在具体的には私たちがまだ
決定してないものであります。

○江崎(一)委員 戦争前にありました
いわゆる要塞地帯といつたやうな範圍
も、これに含まれておるのかおらない
のか、その点はどうか。

○大庭政府委員 現在の日本の状態か
ら勘案しまして、そういうことは今私
たちは存じていないのであります。

○江崎(一)委員 駐留軍關係の軍事施
設の上空を飛行するといふやうなこと
が、この法令で禁止されるのかされな
いのか、その点も少し明確にしてほ
う。

○大庭政府委員 そういう問題は禁止
されないと存じておるわけでありま
す。但し先ほどの御説にもあつた通り
に、現在の飛び方または飛ぶコースとい
うものはある程度定められていま
すし、また飛行する場合にそれらの制
限を受けるわけでありまして、それら

の制限に従つて飛行しなければなら
ないことは事実であります。特別に駐
留軍が借用しようとする飛行場の上を
飛んだらいけないという規定は、つく
る必要はないと思ひます。

○江崎(一)委員 あやまつて日本の航
空機がアメリカの軍事施設の上空を飛
んだといふことになると、現実にほ
ういふことになるのですか。

○大庭政府委員 何ら支障はないのじ
やないかと思ひます。また飛んだら
いけないという規定がない以上は支障は
ないと思ひます。

○江崎(一)委員 次に八十一條に「運
輸省令で定める高度以下の高度で飛行
してはならない。」といふことがあり
ますが、この運輸省令で定める高度とい
うのは、どのくらいの高さを指定され
ておりますか。

○大庭政府委員 普通の飛行機は、大
体市街地では二千フットくらいで制
限したい、あるいはヘリコプターとい
うやうなものになりますと二百フイ
ト前後、まだこれの具体的な問題につ
いてはただいま検討中でありまして
上げたいと思ひます。

○江崎(一)委員 第八十七條に無人飛
行機の規定がありますが、これは日本
においてすでにこういう何か當てが
あるのですか。

います。どうでしょうか。

○大庭政府委員 実は先ほど来申しました通りに、民間航空飛行の條項の中にこれは一応うたわれておるわけでありまして、そういう場合も起きないとも限らないわけでありまして、一応條項として入れてあるわけでありまして、これがあつたというところは、航空機の進歩過程におきましてないと言えないものでありますし、一応ここに想定して入れたわけでありまして、

○淺沼委員 ちよつと関連して……

これはわれ／＼ちよつと了解しにくいのであります。そうすると假想のこの法律で規定しておくわけですか。要するに法律というものは、やはり現実に合つた問題が対象とならうと思ひますが、これは全然假想のものであつて、それを今から予想して法文化しておくと意味でしょうか。

○大庭政府委員 今の御質問はごもつともと存するわけでありまして、近い将来にこういうことが想定されるということも想像されるのでありまして、遠い将来のことを考えれば、その現実が真近になつたときに法を改正すればよいわけでありまして、すでに世界各國ではそれが実用に供されておるといふことも現実のものであります。従つてある現実性がもうすでに起きておるといふところから、一応盛つたわけでありまして。

○江崎(一)委員 将来こういうことが起り得る可能性があるもので、こういう條項を規定されたのだというお話を聞けども、これはまずくすると無人ロケット飛行機に悪用される危険があると思ひます。日本の再武装と關係があるので、この問題は非常に重大ではな

いかと思ひます。必要が起れば必要などきにこれを改正すればいいやないですか。非常にわれ／＼は疑問に思ひますが、大庭長官の御説明だけでは、この條文を残して置くことについて納得行きません。もう少し詳しくつづつた説明をしてもらいたいと思ひます。

○大庭政府委員 実は航空機そのものを考えるに、そういうものがあることはなかつたこと、そういうものが想定されるかも知れないわけでありまして、滑空機を御想定なさるとある程度こういうことも可能になつて来る現状であります。この航空法は單に飛行機そのものに限らず、全般的な航空機を取締つてゐるわけでありまして、そういう面においても少し分野を広くお考え願へば幸ひではないかと思ひます。

○江崎(一)委員 ただいまの大庭長官の御説明でも納得できないのです。しかし今日はこれくらいにしておきまして、また大会に質問を続けたいと思ひます。

○坪内委員 私の質問は航空法案の審議に關連して、これに重大なる關連を持つ資金關係について、昨日来大庭大臣あるいは銀行局長の出席を求めて所見を伺ふことを予定しておつたところ、いろいろな都合で局長もおいででないやうであります。ただいま御出席になつた銀行課長にお尋ねをいたすわけでございます。銀行課長は当面の最高責任者でないで、十分われ／＼の質問の内容を上司に連絡をとつて、さらに適當な機会に何らかの方法をもつて委員会に出席を願つて、私の質問に対して答弁をしていただきたいと考

えておる次第であります。なを昨日来銀行局長並びに關係者の御出席を要求しておいたにもかかわらず、一時間有余になつてもその連絡がとれないといふことは、これはまづたく当委員会を無視しておるやうな關係にもなり得るので、そういう点も考慮に入れて、十分慎重な審議ができるやうに考えてもらいたいと思ひます。

そこで資金關係の点をお尋ねいたしました。さらに課税問題についてお尋ねをし、最後に航空長官に航空機の乗組員の養成等について、そういう順序で質問をいたしたいと思ひます。

申すまでもなく日本が獨立いたしました。今後の航空事業の健全なる發展をはかるためには、莫大な資金を要することは申すまでもないことであります。しかも航空事業はその收益面が他の産業に比較して劣るやうな性格からして、アメリカ等におきましては航空会社に対して強力なる、しかも積極的な援助の方法をとつておるとは御承知の通りであります。私たちも過般渡米して、アメリカ各州の各会社の実態を調査したて参つたのでございまして、そういう關係から見ても、その援助の形をどういふやうに持つて行くかということが非常に問題でございまして、その形についてはその國の經濟、政治あるいは軍事上の実情から、それぞれ異なつてゐるのであります。従つて今後日本においていかなる形をとつて、この資金對策を考へるかといふことが、今後の航空事業の發達を左右することになります。

で、当面の問題としてはこの種事業の公共性を十分考慮して、他の重要産業の場合と同様に、設備資金の融資の對象とすることを考えなければならぬと考へておる次第でございますが、そういう問題については、將來あるいは当面の考え方として、どの程度のお考えを持つておるか、御所見を承つておきたい。

○大月政府委員 大臣あるいは局長から直接お答えすべき問題とは存するものであります。税あるいは補助金といふものによつて航空事業の發達をはかるか、あるいは金融の面に重点を置くかといふことは、全体の予算の考え方あるいは税制におけるほかの事業との均衡といふやうなことも、非常にむづかしい問題があると存じますが、金融の面に關して現在の機構なり考え方からいたしまして、航空機の製造に對してどういふやうな方法でもつて出し得るものであらうかといふことについて、ただいまの現状を御説明申し上げ

現在民間の資金として、航空機の製造のために設備資金として出し得る機關といたしましては、主として債券を發行してゐる日本興業銀行、日本勸業銀行であらうかと思ひます。

現在國會の御審議を願つておる長期信用銀行の法案が成立いたしました。この制度が確立いたしますことになりまれば、これらの銀行も性格を變じて、新しく長期信用銀行になると思ひます。ございまして、そういう段階になりますと、長期信用銀行からこれらの設備資金が出ることになると思ひます。ただこの融資に關して現在銀行局長から通牒が出ておりました。特定の産業に對してのみ重点的に融資をする、他の比較的重要なでない面については、特別の

事由がない限り融資を差控えるやうにということ、一般に銀行に通知をしてございまして、航空機の製造といふものが、現在の通牒におきましてはその直接の對象になつておらないわけでございますけれども、特別の事由がある場合には、必ずしもいけなないやうな建前ではございせん。それから航空機の事業自体が非常に重要であるといふ段階になりますれば、場合によりましてはこの通牒の改正その他によりまして、この事業に對する融資を公に認め

て行く、こういうことも考えられるかと存するのでございまして、いづれ慎重に検討して結論を出すべきことかと存じております。それから政府の機關といたしましては日本開發銀行がございまして、主として緊要な産業に重点的な融資を行つております。現在電力であるとか、石炭、鉄鋼とかいふ方面に出しておるわけでございますが、航空機に關しましては融資面の援助が必要である、こういうことになりまれば、開發銀行から融資するということもあるわけでございます。ただこれらの金融機關といたしましては、いづれも採算に乗るやうなことが融資の前提になるわけでございます。それは個々の会社の経理なり將來の業績の見通しなりを根本的に判斷いたして、融資するといふことになるわけでございます。一律に航空機であるから出す、あるいは出さない、こういうことは言えないかと思ひます。ただいまの御趣旨は十分上司に伝えまして、いづれ責任ある御回答をいただいたかと思ひます。とりあへず金の出得る方式並びに現在の考え方について御説明申し上げた次第でございます。

○坪内委員 航空事業に対する資金対策という問題については、重大な問題であり、また私たちとしては、重大な問題で、重大な関心を拂わなければならぬ点でございまして、これは当面の責任者である大蔵大臣なり銀行局長の直接の答弁を必要とするのでありますが、今日大臣の出席がなかつたことは残念に思っております。そこでただいまのお話によりまして、法律のあるいは通牒によつて、そういう道が開かれつつあるのだというお話でありましたけれども、その点がはつきりしなかつたので、法律にこれができるようになったのか、また通牒でできるようなつたのかという点を、はつきりしていただきたい。また航空事業の採算という面を考へて、融資の対象になるというようなお話でございしますが、私が言うまでもなくアメリカの民間航空会社においても、採算のとれておる会社はほとんどない。小さい会社などはほとんど赤字である。従つてそういう採算のとれない赤字の会社は、例の郵便物の通送料の補助金政策をもつて、これを補つておるという現状である。採算というようなことを考へておつたならば、とても資金の対策などは確立ができないと思ふ。だからそういう採算ということは度外視して、今後の日本の航空事業を健全に発達させるためには、相当大きな手を用ひなくちゃならぬというのが私の考えであります。そういう三つの点についてもう一回はつきり伺いたい。

○大月政府委員 最初の法律的に可能かどうかということ、あるいは通牒で措置し得るものであるかどうかということにつきましては、現在融資に関し

まして、直接個々にあそこへ貸すように、あそこへ貸してはいけないといふことは言わない建前になつておりますが、通牒といつたものでは先ほど申し上げましたように、主として緊急産業、重点産業を列挙いたしまして、その方面に重点的に考へてほしい。ただ特別の事由のある場合は別であるといふ建前になつております。従いましてこの航空事業の緊要性が一般に認識せられ、どうしても国策として貸す必要があるという点になりますれば、当然通牒も改正いたしまして、そこへ航空事業を入れるべきだと思ひますが、それは現在、改正する以前におきましてもそれは不可能かと申しますと、特別の事由を判断いたして貸してもいい、このように考へております。

それから採算に乘らないものもほとんど貸すようにというお話でございしますが、これは金融の建前から申しますと、やはり一般の大衆からの預金を預かつておきます建前上、採算のとれない会社には金融をしてはいけないといふのが絶対の原則でございします。従いましてこの会社がうまく成り立つかどうかといふことは、ほかに技術的の指導もございまして、あるいは先ほどお話のございました補助金を出すと、あるいは税の面で考へるとか、そういう国の全体の政策及び技術の改良等によりまして、全体として見て採算がとれるという態勢にいたしました上に、金融的に考へるといふ段階になるかと思ふのでございします。従いましてそれは財政、金融あるいは実際の産業行政というものを総合して考へるべきことかと考へるのでございします。金融の面から抽象的に申しますれば、採算

に乗らなくても金を貸すといふことは建前としてはできないし、またそうすべきことでもない、全体として考へたといふふうな考へてゐるわけであり

係を為替対策によつて、道を開かなければならぬといふことも考へられるわけでございますが、その点についての御所見を承つておきたいと思ひます。

○大月政府委員 外貨の關係は私の直接の所管でございせんので、あるいは責任のある御答弁にならないかと存じますが、ただいま私の承知いたしております限りにおいてお答え申し上げます。一つはこの航空機を製造する会社について、その株式に外資を入れるという問題かと存するのであります。もう一つは、できました会社が航空機材その他を輸入するについて、一般の為替資金をどうするか、あるいは借入金、いわゆる狭い意味における外資をどういうふうにして入れて来るか、あるいは現在日本にたまつております外貨をどういうふうにして航空機材の購入のために使ひ得るか、こういう問題であらうかと存するのであります。

○坪内委員 資金対策について、私の質問は重要な点でございしますから、あらためて大蔵大臣並びに銀行局長に機を見て質問を申し上げたいと考へております。ただいまの銀行課長の御答弁は、その立場においての答弁として、まずその程度のものだろうと考へております。

そこで次の質問につきましても、これまで大臣並びにそれらの局長の答弁を必要とするのでありますけれども、お尋ねをしておきたいと思ひます。私が申すまでもなく、航空機材の購入あるいはその資金が莫大な金額に上ることはもちろんでございしますが、外国より機械、器具を購入しなければならぬという点に相なる次第であります。そこで單なる円資金の融資のみにおいては、これが足りないといふことは当然のこととございします。従つて外貨資金の割当あるいは外貨導入等の為替対策を考へなければならぬ。あなたの所管ではないので御存じではないと思ひますが、航空法案の第四條に外資の關係をうたつておりまして、外資の關係は三分の一までにとめておくといふようなことがあり、この点は當委員

といふ御判断でございましたならば、外資委員会の方では積極的にその方針に従つて認可の方針をとるであらうと考へております。

○大月政府委員 最初の法律的に可能かどうかということ、あるいは通牒で措置し得るものであるかどうかということにつきましては、現在融資に関し

に乗らなくても金を貸すといふことは建前としてはできないし、またそうすべきことでもない、全体として考へたといふふうな考へてゐるわけであり

係を為替対策によつて、道を開かなければならぬといふことも考へられるわけでございますが、その点についての御所見を承つておきたいと思ひます。

○大月政府委員 外貨の關係は私の直接の所管でございせんので、あるいは責任のある御答弁にならないかと存じますが、ただいま私の承知いたしております限りにおいてお答え申し上げます。一つはこの航空機を製造する会社について、その株式に外資を入れるという問題かと存するのであります。もう一つは、できました会社が航空機材その他を輸入するについて、一般の為替資金をどうするか、あるいは借入金、いわゆる狭い意味における外資をどういうふうにして入れて来るか、あるいは現在日本にたまつております外貨をどういうふうにして航空機材の購入のために使ひ得るか、こういう問題であらうかと存するのであります。

○坪内委員 いろいろ御説明がありましたが、航空機材購入のために外資を導入するといふ場合には、外資委員会に申請すれば道が開ける、あるいは申請を受付けるかわからぬといふこと

想像するに大蔵大臣の諮問機関のよう
なものであると思ひますが、外資委
員会がどういふように決定いたします
と、大蔵大臣の基本的な考え方と一致
しなくてはならないことになるのであ
るかどうか。この外資委員会の性格を
簡単に御説明願ひたい。

○大月政府委員 現在外資委員会は内
閣に直屬してあります。そして外国為
替管理委員会その他の行政委員会と同
じ独立の行政委員会になつておりま
す。これが現在の機構改革案によりま
す。七月一日から大蔵省に吸収され
ることになりまして、ただその
性格は大蔵省で吸収するといひます
と、外局とか、あるいは行政官庁とい
うことではなくして、大蔵大臣の諮問
機関というふうになるのではなか
らうか。かりに委員会という制度は残
るといひまして、決定機関ではない
として、大蔵大臣の諮問機関というよ
うに性格は変わるものだと考えており
ます。従ひましてこれは大蔵省の外貨
運用の方針に従つて運用され、大蔵大
臣の責任において決定し得るものと
考えております。

○坪内委員 その点は了承いたしました
。そこで次にお尋ねいたしますが、
所要資金の調達の方法には、私が申す
までもなく政府の出資の場合と、政府
資金の融資の場合があるかと思ひ
ます。そこで日本政府の資金
で、かりに民間航空会社の融資を適当
とされるというふうなものについて
は、先ほどからお話ございました
通り、開港銀行の資金、あるいは外貨
貸付制度による外貨資金というふうな
関係になるかと思ひますが、
そういう貸付の対象は、日本経済の

再建及び産業の開発に寄與する設備、
その中には、たとえば船舶の建造なども
含むし、車両などの点も含む、こうい
うふうな考慮をしておりますが、航空機材
がその対象になるかといふこと
が、先ほどからお話ございましたこと
ども、不明確です。従つて日本が独立
した講和発効後においては、その対象
となるという点を明らかにする必要
があると思ひますが、そういう点に
ついて、何かあなたの方では考えを持
つておられるかどうか、あるいは何か
計画があるかどうか、日本独立後早速
にそういう手を打たなければならぬ
といふことを痛切に感じておられるか
どうか、そういう点も伺つておきたい
と思ひます。

○大月政府委員 航空機の事業の重要
性について、やはり一つの重要な産業と
いたしまして、慎重に考慮して行かな
くてはならぬ問題であると考えてお
ります。ただこれを育成する、あるいは
補助、助成する、こういう立場に立
つて考えますと、どういふかという
いいのかが、やがて残るか
と思ひます。補助金による
のか、税の免除によるのか、あるいは
ただいまお話ございましたように政
府の出資によるのか、いろいろなニ
ュアンスがあるかと思ひます。その
点については今後十分に検討して
行きたいと思ひますが、外貨の貸付に
つきまして、航空機材が入るかどうか
というお尋ねかと存するのでございま
すが、これは先ほどお話し申し上げま
したように、合理化という線に入るかど
うかという解釈の問題になると思ひま
す。そういう意味において、近代的な

機材が入り、国際的なレベルに達し得
るというもので、そういう機材がなけれ
ば一般的な競争にも耐え得ない、近代
的な飛行機もつけない、そういうよ
うな機材、資材につきましては、当然
この合理化という線に入り得るものと
解釈しております。

○坪内委員 外資導入の關係につきま
しては、わが党においてもいろいろ政
策に取入れられておまして、これを積極
的に促進しようといふことになつてお
りますので、そういう点にらみ合せ
て、大蔵当局においても十分な考慮を
拂つてもらわなくてはならぬ、かよう
に考えております。しかしこの点につ
きましては重要な政策の一つでござい
まして、大蔵大臣に適當な機会に御質
問申し上げたい、かように考えており
ます。

次に、先ほどちよつとお話し上げ
た通り、民間航空会社が最も発達して
おりますアメリカにおいては、その採
算面については個々の会社でおの
づから運つておられる御承知の通りで
あります。そこでそういう採算のとれな
い小規模の会社、あるいは採算のとれ
ない大会社にいたしまして、これに
ついては政府が強力な補助政策をとつ
ております。その政策の一つに、郵便
物の運送料に補助金の性格を織り込ん
で、航空事業の育成をはかるというよ
うな關係に相なつておるのでございま
して、私も先般アメリカを視察した
しまして、実に理想的なやり方だと思
つたのであります。そこで政府あるいは
大蔵省でも、郵便物の運送料をもつ
て航空事業を補助するといふた行き方
をお考えになつてないかどうか。わ
が国よりも地理的、経済的に有利な立

場にあるアメリカでさえも、こうい
つた手を打つておるのであるから、そ
ういふ点にまつた見劣りのするわが國
の航空事業に對しては、そういう強力
な援助あるいは手段を講ずることが當
然のようには思ひます。その際、そ
ういふ点についての所見をこの際承
つておきたいと思ひます。

○大月政府委員 郵便物の運送料で
ございまして、そういう問題につきま
しては、直接予算に關係することでは
ないで、私詳細なことはわかりませ
んの、担当の当局によく連絡いたし
まして、検討するように申入れした
と思ひます。

○坪内委員 そこで銀行課長に最後に
お尋ねいたしますが、ローカル線の問
題であります。ローカル線の開設に
も、あるいは不時着用にも、それ
その地方において、地方的な飛行場の
整備を必要とするのであつて、われ
れ國會に對しては、各地方から
ローカル線の要望が強いのでありま
す。また熱烈な請願が出ておる次第で
あります。そういうローカル線の
開設あるいは不時着用にも、各地に飛
行場の新設、整備が必要であるから、
そういうローカル線にも、何か地方
公共団体に資金面で援助をしてやる
といふような考えはないかどうか、そ
の点を承つておきたいと思ひます。

○大月政府委員 これも具体的な問題
が起きます。具体的にどういふ面
で資金があるからという計画でも
できません。個々の検討す
べきものと存するのでござい
ます。そういう問題が生じたならば、十分
担当の各省とも御連絡申し上げまし
て、十分御意向を入れて善処いたした
と思ひます。

○坪内委員 ただいま私が質問いた
しました教点は、今後の航空事業の發展
といふことに重大な關係を持つもので
ございまして、これは当面の責任者
である大蔵大臣並びに關係者にもう一
度當委員會に御出席願つて、徹底的に
いろいろ御所見を承つてみたいと思
ひますので、今日はこの程度にとどめ
ておきたいと思ひます。

次に税關關係について伺ひたい。
課長さんで結構です。御承知の通
り航空用のガソリンの消費税は免税に
なつておられるけれども、將來航空事業の
健全な發展のために、航空用ガソリン
の關稅も免税にする必要があるのでは
ないかと考えますが、その点について
御所見を承りたい。

ます。通行税もできるならば免除する
ようにしてはいいというような要望が
あつたのでございますが、この点につ
きましては、結局通行税として現在課
税いたしておりますのは、汽車とか
汽船、乗合自動車、こういったものの
二等の乗客の料金以上のものに對して
課税するという建前をとつておるの
でございます。ただ乗合料金につきま
しては、三等の場合にも課税することに
いたしておるのでございますが、そう
いう建前をとつておりますと、汽
車、汽船の場合に通行税を課税して、
航空機の場合に課税しないということ
は、課税の体系としては非常にアンバ
ランスなものになる、こういうわけ
で、昨年通行税法の改正をお願いいたし
まして、決定をしていただいて現在実施
いたしておりますのでございまして、現在
の段階におきましては、通行税を免除
するということは考えておらないので
ございまして、それでは日本航空会社が
現在赤字で困つてゐる状況をどうい
ふうにして救済するか、あるいは打開
すべきであるかということになります
と、これはどの国でもそうである
と思ひますが、航空事業は普通のコー
mercial・ベースではなからしく、もうか
らないのが普通でございまして、従いま
して坪内委員も御承知の通り、アメリ
カなどにおきましても、政府が相当の
補助金を出してゐるのでございまして、
従つて日本におきまして航空事業の発
達をはかるということにつきまして
は、そういった意味で、やはり政府で
補助金を出すかどうすべきであらう
と考えるのでございまして、税の面か
らいたしまして通行税を免除するとい
うのは、一種の隠れたる補助金にはな

らうかと思ひますが、課税の体系と
しては非常に妙なことになりますの
で、やはり通行税は、アメリカでも航
空機に對して課税されてゐることは御
承知の通りでございまして、そういった
面からいたしまして、やはり隠れた
る補助金でなしに、正規の補助金で行
くべきではないかというふうに私も
は考えるのでございまして。
○坪内委員 通行税の關係はあなたの
担当ですか。
○泉政府委員 さようでございまして。
○坪内委員 それでは質問を続行いた
します。ただいま通行税の關係でいろ
いろお話がございましたが、わが国よ
りも生活水準の高い米國よりも、わが
國の通行税が五割も高い。あなたはこ
の五割というふうなことに對しては、
高いと思ひにならないのですかどう
ですか、その点を伺ひたい。
○泉政府委員 これは通行税の税率全
體が高いか低いかという検討になら
うかと思ひます。ひとへ航空機につ
いては、通行税だけの問題ではないので
ございまして、そういう意味からいたし
まして、通行税に二〇%の税率が安當か
どうかということとは、いろいろ議論の
余地のあることだと思ひるのでござ
いまして、アメリカは御承知の通り一五
%になつております。それに比べて
日本の方が五割高いということは、事
實として認めなければならぬのでござ
いまして、それがはたして日本の状況
において安當であるかどうかというこ
とになりますと、日本の生活水準とア
メリカの生活水準とを比べてみて、ど
ういふことと言ひわけはなからしく行
きかぬと思ひのであります。結局現在通
行税で収入をあげておるものは、御

承知かと思ひますが、十六億四角がし
になるのでございまして、従つて通行税
というふうな形で、十六億四角の財政收
入をあげなければならぬかどうかとい
う、価値判断の問題になつて来ようか
と思ひのでございまして、現在の段階
といたしましては、比較的奢侈的と認
められます二等の乗客以上の料金に
つきましてこの程度の税率とすること
は、日本の置かれた財政状況から考
へまして、やむを得ないのではないか
も、もちろん将来の財政状況がよくなり
ますれば、これを軽減するといふことは
適當かと考えますが、現在の段階にお
いてはやむを得ないのではないかと考
えております。
○坪内委員 私どもはこういった高度
の公共性を持つ航空事業に對して、通
行税が二〇%といふのは高過ぎる
と思ひわけでありまして、従つてた
まのお話では、通行税の年間収入が十
六億四角というふうなことでありまし
たが、航空事業の關係においては、年間
一億程度というふうなことを聞いてお
ります。そこでどういふような一億程
度の税収のために、わが國の航空事業
の發展を阻害するやうな形になるの
ではないかという面も考えられるので、
むしろこれを減免して運賃を引下げ
て、高度にその利用層の拡大をはかつ
て、本事業の公共性を拡大して行くこ
ういふことが、航空事業を助成する一
つの方法でもあらうかと思ひのであり
ますが、その辺のお考えを簡単に承つて
おきたいと思ひます。
○泉政府委員 なるほどお話の通り通
行税の十六億六千万のうちで、航空
機の關係から生ずるものは、二十七年
度におきまして一億三千八百万円と見

込んでおります。しかし問題は、航空
機に對する通行税の二〇%を一五%に
するといふことでは解決にならないの
でございまして、汽車、汽船に對する
通行税をもあわせて考えなければなら
ないと思ひのでございまして、汽車、汽
船の通行税を二〇%にしておいて、航
空機だけ一五%にするといふわけには
参らぬだらうと思ひます。やはりその
消費の性質を考へてみますと、両方が
パラレルに行くべきではないかとい
ふうに考へられるのでございまして、そ
ういふ意味からいたしますと、十六億
の租税収入は、全体の歳入のうちから
いたしますればもちろん金額は僅少で
ございまして、やはり非常に重い租税負
担になつておる現在の段階にお
きましては、まあ二等以上の乗客な
り、あるいは航空機の乗客の場合に
は、若干税を負担していただくこと
は、やむを得ないのではないかと
ふうに考へるのでございまして。
○坪内委員 そこで次にお尋ねをいた
し、なお要望をいたしたいと思つてお
ります。關稅關係はあなたの方の所管で
はないといふので、十分關係者と連絡を
とつて検討してみようといふやうなお話
でございまして、私も、ただいま
申し上げました観点からいたしまして
も、こういった通行税が高いものであ
る。さらにまた航空用ガソリンの消費
税を免除してはいいといふやうな強い
要望を持っております。そこでわれわ
れの調査いたしましたところによりま
す、昭和二十七年の政府予算にお
ける關稅収入は百二十六億八千九百萬
円になつておる。しかも今後一、二年
間の輸入ガソリンの見通しに關しまし
ても、ガソリン輸入税は二千二百萬元

辺のところをもう少しはつきり伺つて
おきたいと思います。

についての習慣、あるいは法的処置を申し上げたのでありまして、アメリカカの会社が他国へ乗り入れてやる場合には、その法は適用されていないので、その国の法が適用されることになつてゐるわけであります。その点お間違ひないように願ひたいと思います。パン・アメリカンが御承知のように、世界各国に腕を伸ばして事業の援助をしているわけでありますが、その半面航空事業あるいはその国の空の権益について、ある程度のものであることは御承知の通りだと存ずる次第であります。これらの点は慎重に御審議をお願いしたいと存ずる次第であります。

○坪内委員 航空法第四條第四号の件につきましては、われわれは十分慎重な審議をする考えであります。

そこで次に航空機搭乗員の関係をお尋ねいたしますが、二十七年度の予算におきましては、こういうた乗組員の養成について三千万円の予算を計上して、そうして渡米をさして養成をするというようなことで予算の審議が行われたのでございますが、この点につきまして闕連いたしてお尋ねいたしますが、現在この予算をもつてアメリカに人員を派遣しておられるのかどうか、またそういう過程にあるのか、あるいはこういう予算で十分なのかどうか、またこの訓練にはおそらく一人三百万円も四百万円もかかるだろうと思ひますが、そういう莫大な予算をもつて

外国で訓練を受けなくても、国内に訓練所、養成所などを持つてそういう訓練をして、それを民間航空会社にでも乗せるというような行き方がほんとうじやないかと思ひますが、そういう点について所見を承つておきたいと思ひのであります。

○大庭政府委員 今お話がありました通りに、日本の今後の民間航空事業というものを想定した場合には、必要は訓練、単に操縦士に限らず、機師、航空士、航空通信士あるいは整備士等、御承知の通り私たちは戦争後の空白時期を持つておるわけでありまして、かつまたそれらの空白状態において、世界各國の民間航空機の技術的な発展は、いやが上にも想像も及ばないほどの発展をいたしているものであります。これらに追いつくためには、どうしても政府自身の教育施設を持たなければ、今後の民間航空事業の発展は期し得られないと私は信じているものであります。過日申し上げましたように、二十七年年度の予算におきまして、それらの教育施設費は国家財政上の見地から落されたわけでありまして、しかしながら今申し上げたように、今後の日本の民間航空事業の発展を期する上から行きますと、これはぜひとも国会に提案して御審議をお願いしたいと存じておる次第であります。ただ先ほど御質問になりました二十七年年度に通過いたしました三千万円という海外へ派遣する費用は、二十名を想定しているわけでありまして、その費用は個人負担が半額、あとの半額を政府負担ということで、三千万円を計上しているわけでありまして、従つて個人負担ということとは当然でないこと

とでありまして、会社が設立されたあかつきにおきまして、それらの者が派遣されるということになるわけでありまして、会社の設立されない間に個人がそれらの費用を持つていくことは、日本の経済上から申して不可能だと考えているわけでありまして、従つて現在派遣しているわけでありまして、日本航空株式会社の二名は、朝日新聞社から一名、産経から一名で、計四名であります。但しこれらの海外派遣ということでは、当分をしのがなければいけないような状況になつていますが、私といたしましては、できる限り海外派遣の費用を有効に使用する面におきまして、極東航空とある程度の協定をとり、国内においてそれが教育できるような、またそれらの残りの費用でもつてよりたくさんの人間をより短期間に教育できるように、現在交渉を進めているわけでありまして、まだ交渉過程にあるために、ここで十分具体的なことを申し上げることができないのを遺憾と存する次第であります。

○坪内委員 航空機の乗組員の養成ということについては、ただいま長官のお話の通り私もまったく同感でございます。先般の星号の事故原因を考へまして、機長の事故によるというふうな結論が出たという関係からいたしまして、この乗組員の養成というものは慎重を期さなくてはならぬと考へるのであります。従つてこの乗組員の養成について、国内でそれらの機

に對する予算はほどのくらいであるのか、第二点として、その予算のことについては、近く予想されている補正予算にでもこれを提出するような用意であるのかどうか、そこでこの補正予算あるいは将来の予算で予算が組まれたあかつきには、この養成機関においていつごろ日本で教育するというような見通しなのかどうか、この三点を、時間も相当経過いたしましたので、要點のみお答え願ひたいと思ひます。

○大庭政府委員 二十七年年度に計上いたしました金額がどのくらいであつたか、今こまかい資料の持合せがないので、後ほど資料を見まして御回答申し上げます。ただ私といたしましては、次の補正予算等にはぜひこれを計上いたしまして、国会の御審議をお願いしたいと存じている次第であります。また今後の見通しといたしましては、この前の計画によりまして、一期を三箇月ないし四箇月と見まして、大体一期に三十名を教育し、四箇月の場合には年に三回、三箇月の場合には年に四回、従ひまして四箇月の場合は一年に百二十名が教育を受けられることになるわけでありまして、それに機師、整備士の養成を附加していただくわけでありまして、従ひまして養成といたしましては操縦士並びに航空士、整備士、これに航空通信士というものを合せまして、総合的な養成機関として計画いたしている次第でございます。

○坪内委員 そこで将来予算が組まれたあかつきに、養成機関をもつて乗組員をそれらの立場から養成するということになりますと、実際には乗組員

は二十八年度とか、あるいは二十九年とか、いつごろから利用できるようになるのか、そのあたりをどう考へようか。

○大庭政府委員 今申しましたように、大体今の計画では四箇月を想定しているわけでありまして、予算の通過後四箇月後には、それらの者が日本の飛行機に乗つて操縦できることになつておきたいことは、その教官に當るべき人間がなければ教育できないわけでありまして、実はその人間を十名ばかり二十六年度の予算で要求いたしましたのであります。が、財政上の関係から現在四名が派遣されているわけでありまして、残り次第に充當して、教育の実行をはかつて行きたいと思ひておるわけでありまして、また機師の方につきましては予備金で十六名、このうち航空運送事業の方の監督に使用されるものを除きまして、教官としてここに四名ばかりの人間は充當できるわけでありまして、それらの職員を使つてこれらの教育に當らせたいと考へております。大体の準備は実行しつつあるわけでありまして、ただアメリカに派遣あるいは駐留軍にお願いするということがなつた場合には、英語を話せる者でない、その訓練を受けられないという一つの大きな難点がありまして、できる限り日本人の教官を早くつくつたという念願で、その方に集中していただいております。現在アメリカに派遣している四名は、六月末には日本に帰ります。次の補正予算に計上できてそれが実行できれば、七月からは教育できるという準備は整つておるわけでありまして、

○坪内委員 問題である教官は日本人

であるのか外国人であるのかということをお尋ねしようと思つていたやうきに御答弁がありました。現在アメリカに派遣されている四名が帰国されて、乗組員を教育するのに四名で足りるのでしようか。

○大庭政府委員 先ほど申しました通り、私の方の計画から行きますと十名を必要とするわけでありましたが、国家財政上の観点から四名に制限されたわけでありまして、四名が帰つて来ますれば、まず最初教官を養成するということが第一歩でありまして、教官を養成することによりまして、一期だけ行つて、従つて計画は三箇月ばかりは一応遅れると思ひます。遅れますが、教官をつくり上げることが速急の問題でないかと考へております。一期だけは教官の養成に充てて、あと四箇月間で全部の教育をやつて行くという計画を進めております。

○坪内委員 あと五、六分で終りたいと思ひますが、飛行場の返還につきまして、現在何箇所か飛行場が返還される見込みであるか。羽田、伊丹、板付、その他いろいろの飛行場の返還がうわさされておりますが、その点の所見を伺ひたい。

○大庭政府委員 飛行場の返還問題につきましては、講和発効と同時に日本の飛行場になつておるわけでありまして、駐留軍のそれを使用するということが、現在行政とりきめの準備作業班において交渉している途中でありまして、具体的にどの飛行場がどうなるかというものは、まだ交渉の過程にあるために、全貌を御報告申し上げることができないことをはなはだ遺憾に

存する次第であります。とりわけ日本政府として要求しておりますのは、札幌から鹿児島にかけて、日本のいわゆる商業航空のために必要な飛行場は、全部日本側でこれを確保して行きたいという事は要求してあるわけであり、駐留軍の要求する飛行場と、その間に両者かみ合せの飛行場が出て来るのが想定されるわけでありまして、単独の日本の飛行場、それと単独の駐留軍の飛行場、その間に両者共用する飛行場が想定されるわけであり、個々の飛行場につきまして、それを協定で打合せ中であり、いづれ最近のうちに全貌がきまることと想定しておるわけであり、但し羽田の飛行場につきましては、現在どうやら駐留軍におきまして、日本の大きな玄関としてこれを日本が専属に使用することができるようになるように、話が進みつつあるわけであり、

とについて、当然考えなければならぬというふうな思つておるのであります。が、そういう関係について、何か特別の単独法規でも出すような用意があるのかどうか、あるいは保険の関係という事はどういふふうになるのか、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

○大蔵政府委員 その問題につきましては、乗員の災害、障害につきましては、会社が定めた保険制度によるわけであり、事業計画の見積りが申請された場合に、それによつて検討することになつてゐるわけであり、今この保険制度を幾らに定めるかという問題につきましては、まだ慎重研究をいたしておる次第であり、具体的にまだここで御報告できる段階に至つていないわけであり、

○坪内委員 私今日御質問申し上げました資金関係、あるいは先ほどから質問申し上げました点につきましては、もう一回適當な機会に大蔵大臣に出席を願つて、基本的な問題についてお尋ねをしたい、かように考えておるわけで、委員長におかれてはそういう措置をしていただきたいと思います。なおあとの問題につきましては、次の委員会で御尋ねしたいと思ひます。

○坪内委員 最後に一点御質問申し上げて終りたいと思ひます。ただいまのお話の通り、飛行場が返還された場合のコントロールその他無関係の引継ぎ、その他に關しても、これは非常に重要な問題でありますので、十分ひとつ打合せを進めていただきたいと思ひ、わけであり、さらにまた返還されない飛行場の使用につきましては、従来以上に便宜を與えられよう、また共用するような話し合ひを十分進めて行つていただきたい、かように考えております。

○石野委員 非常に時間が迫つておりますので、簡単に總括的な質問をさせていただきます。

すでに大臣から提案の理由も説明され、一般に質問も行われたわけであり、解が十分でない、長官にお尋ねいたします。この法律とまた別個に航空

に關する法律が予定されておるのかどうかという事を一応聞きたいのであります。その理由は、たとえばこの法律の提案の趣旨にもありましたように、國際民間航空條約に基く法律の施行がなされておるわけ、しかし民間航空條約の第三條の規定によつても明らかになつて、國際民間航空條約といふものは、民間の航空機にのみ適用して、國の航空機には適用しないといふことが言われておるわけ、日本においてはまだ國の航空機といふものがあるかどうかはつきりわかりませんが、そういうものに対して、この法はどういふような考え方を持つておるかお尋ねしたい。

○大蔵政府委員 この法の趣旨は、お尋ね先ほど御説明をせました民間航空條約の條項になつて、それに日本の従来の航空法といふものを加味してつくり上げたわけであり、民間航空條約では、軍、警察または税關といふものを國の航空機とみなすといふようになつておるわけであり、しかしながら日本にはそれらの飛行機はないわけであり、それらの飛行機が想定された際に、もう一応検討はしてみたいと思ひますが、現段階ではそれらについてはまだ想定をいたしてない。現段階で起る範圍を一応想定して、法文としてつくり上げたのであります。

○石野委員 ただいまの長官のお話によりますと、この法案はほとんど民間航空のみにいふふうにとれるわけであり、しかし今年第の予算の中で持たれておる諸和に關係する費用等が、將來警察予備隊等のある程度の航空機などを持つておるという

ふうに考えられるのですが、そういう場合はそれらの飛行機は、どういふ法案によつていふ規制されるのであります。

○大蔵政府委員 保安庁の方のこのたび保安庁法といふものが出る關係上、運輸省の方へこの中の除外例といふものを先方から要求が来ておるわけであり、現在それらの要求に基いて除外をするかしないかといふことにつ

うものにつきましては、私も意見をさしはさむ所存でいますけれども、それらにつきましては内閣の方から指示されるまでは、私の意見をここで申し上げることは少し差控えたいと存じます。

○石野委員 大臣の説明によりますと、講和條約の効力発生後においては、航空活動について全面的な自由が回復されることになつたので、活発な航空活動が期待される、こゝういふに言つておられます。この内容はおそらく國際條約がいつておりますように、民間航空及び外國の航空機というやうなものも含めてゐるのだらうと私は想像するのでございます。この想像に基いて質問を長官にするといふことは、非常に無理かと思ひますけれども、國際民間航空條約の前文にもはつきりいつておりますように、世界の各國及び各人民の間に於ける友好と理解とを創造し及び維持することを、大いにこの國際民間航空の發達は助長し得るが、その濫用は一般的安全に対する脅威となることあり得る、こゝういふ前書きを書いておるわけ、こゝういふ

○大蔵政府委員 法案の用意でなしに、保安庁法の中にそれが組み立てられるわけであり、私の方としましては、この法案そのもので行くわけであり、保安庁法案の中にこの法の一部の除外項目が入つて来るわけであり、

○石野委員 長官にお尋ねしますが、政府の意見として、民間航空のほか、いわゆる國際民間航空條約の第三條の規定による國の航空機といふものが持たれることを予想し、またそういうことを希望するといふ考え方を、こゝういふことになつておりますか、どうですか。

○大蔵政府委員 はなはだむづかしい御質問ですが、それらは内閣で定められた方針に従ひまして実行するのであり、私の権限内にはそれらはないわけであり、この法との比較対照とい

○大蔵政府委員 今の御説の通りで、私もさういふふうに感じ、これを濫用するのを防ぐことが、今後の民間航空の事業に對する大きな問題でないかと存じてゐるわけであり、

○大蔵政府委員 今の御説の通りで、私もさういふふうに感じ、これを濫用するのを防ぐことが、今後の民間航空の事業に對する大きな問題でないかと存じてゐるわけであり、

○石野委員 この法案を作成されるにあつて、航空局長官の職にありますが、あなたは、国際民間航空条約第一條に主権の規定がございます。締約国は、各国がその領域上の空間において完全かつ排他的な主権を有することを承認する。このように書いておられます。現在の日本の講和条約のもとに於いて、これは明らかにこの問題に抵触するといひますか、この第一條の規定と相反するやうな條約が、日本にはつくられておると思つておられます。航空事業の主管長官といたしまして、こういう状態はなるべく予想しない方がいいと思つておられますけれども、それに対する所見はどうでございますか。

○大庭政府委員 ちよつと御質問の趣旨がわからないのですが、実はそういうやうなものを現在予想されているかどうかといふことにつきましては、私はあまり存じていないわけでありすが、私としても、平和條約にも書かれました通りに、またこれが日本国民全体、政府全体の意思であると存じているわけでありすが、従ひまして航空法の草案にあたりましては、この国際民間航空條約といふものを十分尊重いたしまして、これに従うべく、あらゆる面に努力を傾中したわけでありすが、国際民間航空條約そのものも、航空機の安全といふものが主眼であり、かつまた今御説のありました通りに、各国ともある程度空に対しては排他的であるといふことは事実であります。従ひましてそれらを十分胸に入れて航空法案を想定したわけでありすが、

を有することを承認するといふ條項が、日本においては非常にこれに適用しないやうな條約になつておるといふことは、どういふことかわからないといふお話でございますが、これは今の講和條約を見れば一番よくわかると思つておられます。すでに同僚議員にお話がありました通りに、日本国の講和條約ができた後においては、飛行場は返還されたはずだと言つておられるのに、まだ具現されていないといふことでもわかつておられると思ひます。これは大庭長官は御勉強をなさなければならぬかと思ひます。こういうことはもつと主管大臣の運輸大臣に尋ねなくてはならぬことだと思ひますので、後日あらためて聞きたいと思ひます。

○大庭政府委員 ちよつと御質問の趣旨がわからないのですが、実はそういうやうなものを現在予想されているかどうかといふことにつきましては、私はあまり存じていないわけでありすが、私としても、平和條約にも書かれました通りに、またこれが日本国民全体、政府全体の意思であると存じているわけでありすが、従ひまして航空法の草案にあたりましては、この国際民間航空條約といふものを十分尊重いたしまして、これに従うべく、あらゆる面に努力を傾中したわけでありすが、国際民間航空條約そのものも、航空機の安全といふものが主眼であり、かつまた今御説のありました通りに、各国ともある程度空に対しては排他的であるといふことは事実であります。従ひましてそれらを十分胸に入れて航空法案を想定したわけでありすが、

あります。これは日本の無線操縦といふものはなか／＼容易でないし、また日本の飛行機製造といふものから推して、なか／＼速急に実現される見込みもないわけでありすが、グライダーの無線操縦といふものにつきましては、ある程度可能性はあるといふ想定をいたしたわけでありすが、従ひましてこれを一応出したわけでありすが、

○岡村委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

〔参照〕
港灣法の一部を改正する法律案（岡田五郎君外四名提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年五月二十一日印刷

昭和二十七年五月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所